令和2年度北海道初山別村健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全化を判断するための4つの指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)の公表が義務付けられました。

また平成20年度決算からは、この各指標のいずれかひとつでも基準以上になった場合は、財政の早期(経営)健全化や財政の再生を図るための計画策定が必要となります。

2 本村の健全化判断比率

本村の令和2年度の健全化判断比率は、平成19年度から引き続き、いずれも早期健全化基準を下回っています。そのうち、実質公債費比率は平成19年度に18.0%を超え、起債許可団体となっていましたが、平成20年度以降は基準を下回っており、令和2年度については普通交付税が増加したによるものが主な要因で、前年度より0.1ポイント減となっています。

今後も一層の財政の健全化に努めます。

(単位:%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
初山別村	_	_	6. 6	_
早期健全化基準	15. 00	20. 00	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	40. 00	35. 0	

^{*}実質赤字額又は連結実質赤字額又は将来負担額がない場合は「一」で記載されます。

3 本村の資金不足比率

令和2年度の資金不足比率は簡水会計、農集会計とも経営健全化基準を下回りましたが、 簡水会計については、これまで整備された施設の公債償還などが平成29年度にピークを 迎えその後減少する見込みであり、引き続き更なる健全化に向けた経営改善に取り組みま す。

(単位:%、千円)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
簡易水道事業特別会計	_	40,032 (事業の規模)
農業集落排水事業特別会計	_	15,738 (事業の規模)
経営健全化基準	20. 0	

^{*}資金不足額がない場合は「一」で記載されます。

^{*}基準は市町村の財政規模によって異なります。

【参考資料】

- 〇 健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法概略について
 - (1) 健全化判断比率
 - ①実質赤字比率
 - 一般会計(普通会計を構成する会計)の実質赤字額の比率を示します。
 - 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額(又は資金不足額)の比率を示します。

連結実質赤字額

標準財政規模

③実質公債費比率(3か年平均)

一般会計等が負担した公債費・準公債費の比率を示します。

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率を示します。

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(2) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率を示します。

資金の不足額

事業の規模